

鳥羽志勢広域連合告示第4号

広域連合長の職務代理について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項及び鳥羽志勢広域連合長の職務代理者に関する規則（平成11年規則第2号）第1条の規定により、下記の者を広域連合長の職務を代理する者とする。

令和6年10月31日

鳥羽志勢広域連合長 橋爪 政吉

1. 連合長の職務を代理する者

鳥羽志勢広域連合長職務代理者

鳥羽志勢広域連合 副広域連合長 中村 欣一郎

2. 連合長の職務を代理する期間

令和6年10月31日から令和6年11月7日まで